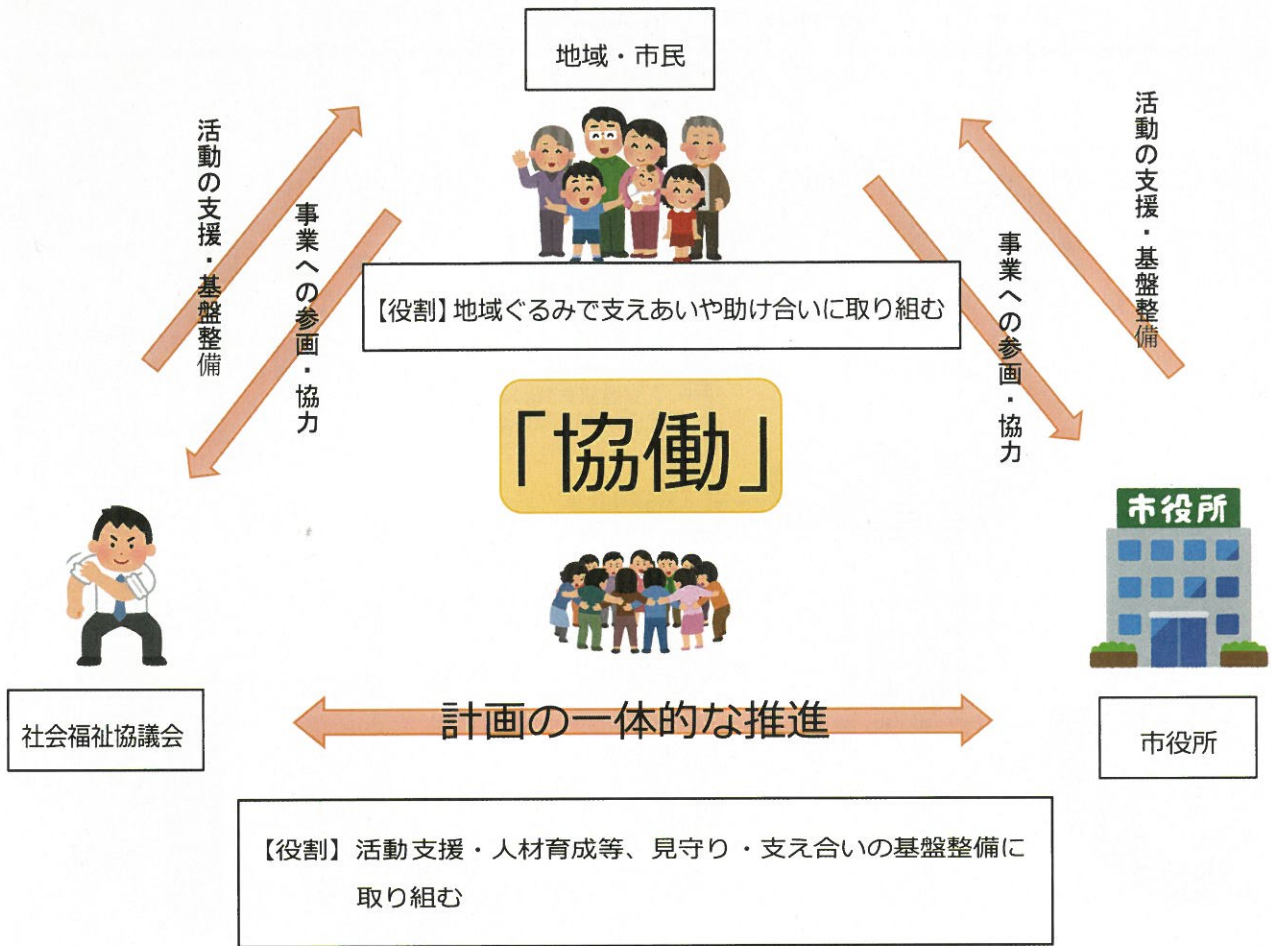


計画推進のイメージ図



新型コロナウイルス感染症の影響による特別貸付

地域福祉課

群馬県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、特例貸付を実施しています。

○休業された方向け（緊急小口資金）

- ◆対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急的かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ◆貸付上限額
原則10万円以内（休業等の特例20万円以内）
- ◆据置期間
1年以内
- ◆償還期限
2年以内
- ◆貸付利子
無利子

- ◆保証人
不要
- 失業された方向け（総合支援資金）
生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

- ◆対象者
新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

- ◆貸付上限額
(2人以上) 月20万円以内
(単身) 月15万円以内
- ◆据置期間
貸付期間…原則3ヶ月以内
1年以内
- ◆償還期限
10年以内
- ◆貸付利子
無利子
- ◆保証人
不要
- ◆申し込み
地域福祉課へお申込みください。

「ご寄附ありがとうございます」ございました

赤い羽根共同募金

地域福祉課

昨年10月1日から赤い羽根共同募金運動を実施しました。戸別、街頭、法人、学校、職域、イベント等の各募金にご協力いただき、次のとおり募金が集まりました。

○桐生市支会

7,126,809円

○桐生市支会新里分会

1,524,780円

○桐生市支会黒保根分会

218,778円

皆様のあたたかいご協力に、心より感謝申し上げます。

■街頭募金

明照学園 樹徳高等学校

インターアクトクラブ

市内商業施設及び樹徳高校・中高一貫校の校門で募金活動を行い、1,053,816円の寄附をいただきました。

樹徳高校の活動は、今回で42年連続となり、寄附総額は、44,779,947円です。

生徒からは、「必要としている人に有効に活用してほしい」、「人の役に立てる喜びを感じた」、「募金活動によって人の温かさを感じることで

きた。」などの声が聞かれました。

■地域福祉活動等に活用

共同募金で集まったお金は県内の福祉に約50%、市内の福祉に約50%活用します。

桐生市支会は支援を必要とする民間福祉団体等からの申請を受け、運営委員会において審査し、配分を決定します。福祉活動を財政面から支援することで地域福祉の充実を推進しています。

主な配分先は、支部社協活動、見守り活動、サロン活動など市内で行われている地域住民が主体となっていく活動や、市内保育園等の施設・設備の充実や市内福祉団体の運営費としても配分しています。



街頭募金受け入れの様子

善意銀行

令和元年11月～

令和2年4月

地域福祉課

■寄附金（敬称略）

桐生焼愛好会高畑章二、昭和地区ふれあい餅つき実行委員会和田幸司、泉龍院、ヨン人展、桐生瓦斯（株）、桐生ロータリークラブ、小瀧鋭司、野田道子、美原長寿センター協力会、匿名3件



■物品（敬称略）

大竹克幸、ココロデザイン、大竹フミ江、井上由美子、桐生点訳文化会、アキレス（株）、（有）リスクマネジメント、明治安田生命桐生営業所、桐生市第9区ボランティアグループ、訪問看護ステーションココロ、桐生ガス親睦会、荻野悦郎、匿名9件

市民の方から寄附していただいたマスクを事務所カウンターに設置し、来所した方に配布させていただきました。

地域の善意、地域に還元

地域福祉課

共同募金配分申請受付開始

令和3年度事業が対象となります。

「赤い羽根」で知られる共同募金は「自分の町をよくするしくみ」をスローガンに、毎年地域の皆様に募金の協力をお願いしています。

この善意の募金を財源として、市内で社会福祉事業を実施する団体へ配分するため、令和3年度事業分の申請を受け付けます。配分先や配分額は、社協が事務局となっている群馬県共同募金会桐生市支会に設置された運営委員会で協議し、決定します。

■配分の種類

1 施設・設備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための施設を増改築・改修・修繕し、又は処遇に必要な設備及び備品を整備する事業に対し配分します。

【対象】

- ① 保育園、認定こども園、地域活動支援センターを経営又は運営する者
- ② NPO法人、団体。ただし、施設

の増改築等の場合は法人のみが申請でき、申請法人所有又は長期賃貸契約の民間物件に限りません。

【配分上限額】

37万5千円（対象経費総額の75%以下）

2 事業経費配分

福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業に対し配分します。

【対象】

- ① 保育園、認定こども園、地域活動支援センターを経営又は運営する者
- ② 社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、特例民法法人及びNPO法人、団体

【配分上限額】

10万円（申請事業にかかる経費の75%以下）

3 運営費配分

【対象】

福祉活動を目的として設立された団体

【配分上限額】

5万円

4 子育て支援配分

地域の子どもたちが健やかに成長するための支援を目的とした次の事業に対して配分します。

- ① 子育て支援を実施する事業
- ② 地域の人たちとの交流を深める事業

【対象】

NPO法人、団体

【配分上限額】

5万円（申請事業にかかる経費の90%以下）

■申請方法

申請書に必要な書類を添えて郵送又は直接地域福祉課へ提出してください。申請書は同課又は社協ホームページにあります。

■申請期間

7月1日（水）から8月7日（金）まで

社会福祉協議会 特別会員募集

地域福祉課

社協では、地域住民主体の地域活動を推進することを目指しています。

これらの財源は、寄附金や共同募金配分金などを充てて実施しておりますが、地域福祉活動を充実していくためにはさらなる財源が必要です。

これらの趣旨をご理解いただき、ご入会いただける特別会員を募集しております。年会費は1口1万円です。寄せられた会費は、サロン活動や見守り活動など、地域住民主体の活動を推進する重要な財源となります。

ご協力をよろしく願っています。

▼入会方法

入会申込書を地域福祉課へ提出してください。申込書は同課又は社協ホームページにあります。



感染症対策

みやま園

みやま園では、新型コロナウイルス対策として、これまでも予防対策を行ってきましたが、緊急事態宣言の発令を受け、次の内容を徹底しています。

職員は出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる場合（37.5度以上）には出勤しないことを徹底しています。また、施設ごとに全員の体温を測定、記録用紙に記入し、管理者が職員の健康状態を把握できるようにしています。委託業者、サービス担当者等については、玄関などできるだけ限られた場所での対応とし、やむを得ず、施設内に立ち入る場合は体温を計測して、発熱が認められる場合は立入を断るようします。

通所施設では送迎車に乗車する前に利用者の体温を計測し、発熱が認められる場合は利用をお断りしています。解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまで同様の扱いとします。

入所施設での面会は原則禁止されています。やむを得ず面会を希望される場合はマスクを着用し、玄関のみの対応としています。また、体温を計測していただき、発熱が認められる場合は立入をお断りしています。利用者の外出、外泊は

原則禁止していますが、外泊をした場合は、体温を計測し発熱が認められる場合は帰園を延期していただきます。

保護者の方々には施設内で利用者の方が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者となった場合の対応として、県や市、保健福祉事務所の指示に従う事、場合によっては営業停止になる事等の通知をしています。

集団生活において他者との接触を完全に防ぐ事はできませんが、新型コロナウイルス感染予防を強化していきたいと考えております。



送迎車両の消毒風景

高齢者 法律相談の 地域福祉課

扶養、相続、遺言、財産管理、後見人、消費者被害など日常生活における法律にかかわる相談を、社協の顧問弁護士が受け付けます。

■ 期日

毎月第3水曜日

■ 時間

午前10時～11時（1人あたり相談時間は約20分）

■ 場所

総合福祉センター

■ 対象

市内居住の65歳以上の人。対象となる人が抱えている悩みであれば、親族や福祉関係者の同席・代理相談も可能です。

■ 定員

各回2人（先着順）

■ 費用

無料

■ 申し込み

相談日の前の週の月曜日から木曜日までに、電話で地域福祉課へお申し込みください。

※現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、法律相談の開催は休止しております。



お問い合わせ先は 次のとおりです

- ☆総務課・地域福祉課・・・ ☎0277-46-4165
- ☆新里支所…………… ☎0277-74-8880
- ☆黒保根支所…………… ☎0277-96-2201
- ☆みやま園…………… ☎0277-65-6666

月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
ただし、祝日、年末年始を除く。

社協だよりは共同募金配分金により発行しています。